

「火災予防条例改正の概要・催し物の防火管理体制の整備」

多数の者の集合する催し(イベント)を開催するにあたり

(祭礼、縁日、花火大会、その他多数の者の集合する火気を取扱う催し)



- 火気を取扱う露店等に「消火器の準備」 ※原則として露店ごとの設置が必要
- 火気を取扱う露店等に「露店等の開設届出」の提出 ※消防署へ5日前までに提出が必要



「指定催し」【条例 49 条の2】
出店露店数が100店舗以上で、
1日当たりの人出予想が10万人以上のもの

- 「指定催しは消防長が指定
- 事前に主催者へ通知
- 住民のみなさまに公示

「指定以外の催し」
学校及び自治会行事等も含まれます。
※近親者のみで行うパーベキューや
パーティーなどは除きます。

主催者の義務【条例 49 条の3】

- 「防火担当者」を選任
- 防火担当者に火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、「防火管理業務」を行わせる
- 「業務計画書」を消防署に提出する。

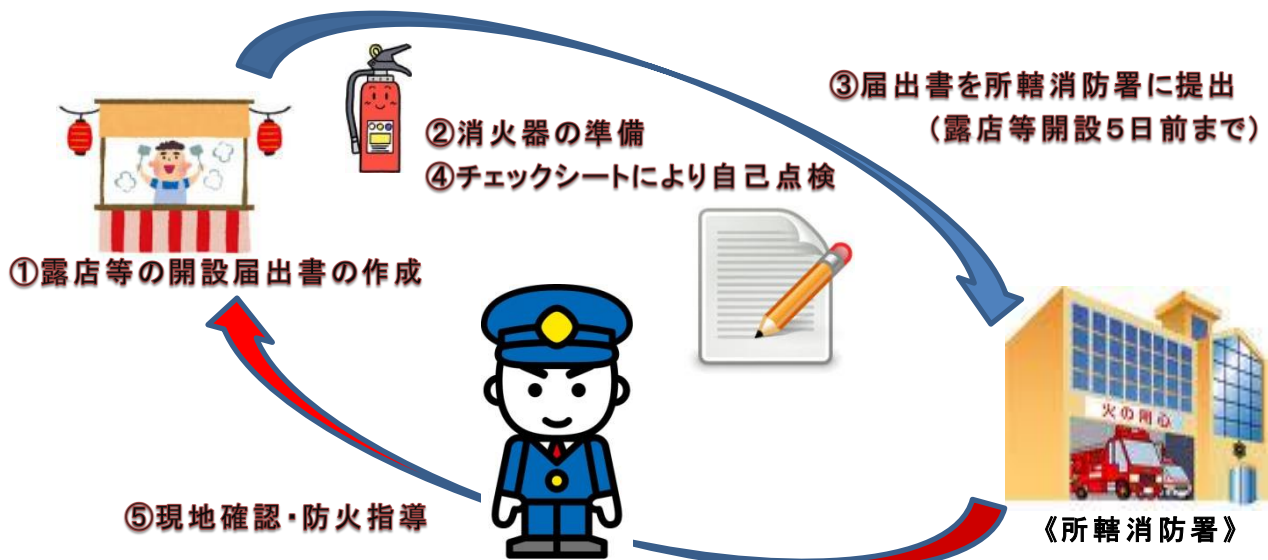
お問い合わせ先／管轄消防署

消防本部		☎21-5000
伊達市	伊達消防署	☎23-8119
	大滝出張所	☎68-6119
洞爺湖町	洞爺湖支署	☎76-2119
	洞爺出張所	☎87-2119
豊浦町	豊浦支署	☎83-2119
壮瞥町	壮瞥支署	☎66-2119

提出の流れを次のページに図示します。



～例えば、地区の夏祭りなどで「対象火気器具等を使用する露店」を開設するときは～



※ 「多数の者の集合する催し」でも、相互に面識のある者が集まる催しなど、集まる者の範囲が個人的なつながりに留まる場合は対象外となります。

- 例 1 近親者によるバーベキューなどの催し。
- 2 事業所などでの従業員に対する福利厚生的な催し。

～「指定催し」を開催する場合～



「指定催し」とは？

1日当たりの人出予想が10万人以上で、
露店、屋台その他これらに類するものが100店舗以上出店するもの

②火災予防上必要な業務に関する計画の作成指示
(作成者:防火担当者)

